

当社における「女性の活躍を推進するための行動計画」

この行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、当社において女性の活躍を推進する取組を定めたものです。

女性活躍推進法は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、国、地方公共団体、民間企業が一体となって対策を進めるために施行された法律で、2016年4月から全面施行され、2019年5月には改正女性活躍推進法が成立し、2020年4月1日から施行されています。

当社におきましては、女性がより一層活躍できる雇用環境を整備するため、2016年4月から行動計画を策定し、女性の活躍推進に取り組んでまいりましたが、改正女性活躍推進法の施行に伴い、改めて次のとおり行動計画を策定し、取り組んでまいります。

株式会社整理回収機構 行動計画

女性の管理職割合を増加させ、女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：2021年4月1日～2026年3月31日（5年間）
2. 目標：2025年度末までに管理職（課長補佐級を含む）に占める女性の割合を8%とする。
3. 取組内容及び実施時期
 - 取組1 女性職員のキャリア形成を念頭に置いた部署への配属
2021年4月～ キャリア形成についての本人の考え方等を踏まえた部署・業務分野への配属
 - 取組2 女性職員を対象としたキャリア意識の醸成等を目的とした研修の実施
2021年4月～ 女性職員を対象とした研修を実施

以上